



各 位

平成 28 年 3 月 29 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代 表 者 名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(J A S D A Q コード・6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 3 4 4 9 - 3 9 3 9

第三者割当による第 7 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により発行される第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

本新株予約権発行に係る募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 4 月 14 日
(2) 発行新株予約権数	59,552 個（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 418 円
(4) 当該発行による潜在株式数	5,955,200 株
(5) 調達資金の額	2,019,884,736 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額： 24,892,736 円 新株予約権の行使による調達額： 1,994,992,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 335 円

(7) 募集又は割当方法	<p>第三者割当 (割当予定先)</p> <p>White Knight Investment Limited (53,352 個)</p> <p>阿部信雄 (6,200 個)</p>
(8) その他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景等

当社グループは、当社、連結子会社 7 社及び非連結子会社 2 社で構成され、半導体を量産するために必要不可欠なテスト開発等を事業目的としたテストソリューション事業、エネルギー作物であるスーパーソルガムの種子の販売を事業目的としたバイオ燃料事業及び新たに飲食店の直営店舗運営、フランチャイズ事業及び結婚式・結婚披露宴運営を事業目的としたレストラン・ウェディング事業を主たる事業として取り組んでおります。当社では以下のとおり、(i) バイオ燃料事業のための設備投資と運転資金、(ii) レストラン・ウェディング事業における精算金の支払、(iii) 当社及びその子会社の運転資金の確保と借入金の弁済のため、本第三者割当により資金調達を行う必要があります。

(i) バイオ燃料事業

当社は、バイオ燃料事業を中核事業として展開しております。これは、具体的にはスーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム〈イネ科の植物〉のこと。以下同じ。）の種子販売及び、スーパーソルガムを原料とした化石燃料の代替燃料に成り得るバイオ燃料（バイオエタノール及びバイオペレット）、サイレージ及び配合飼料向け種子等を生産販売する事業です。バイオ燃料事業につきましては3年前に開始し、タイ、ベトナム、インドネシア及びメキシコにおいて現地法人を設立し、また、平成26年7月29日にはバイオ燃料事業における各国現地法人を統括する子会社としてSOL ASIA HOLDINGS, PTE. LTD.（以下、「SOL ASIA」といいます。）をシンガポールにて設立しております。当社グループでは、各国現地法人を中心に、各国別に現地の国営機関、民間企業と商業化に向けたスーパーソルガムの試験栽培を実施し、現地関係者と共同で栽培、形質評価を行う等、各国の実情に応じた実用化に向けた取組みを行ってまいりました。

当社がバイオ燃料事業を展開しはじめました3年前は原油高騰等、化石燃料の価格が上昇傾向にありました。そのような中、再生可能エネルギーとしてスーパーソルガムを活用したバイオ燃料であるバイオエタノール事業、液糖事業、バイオペレット事業を展開するため、バイオ燃料事業の運転資金も含め過去3,065百万円の資金調達を実施いたしました。しかしながら、バイオエタノール製造事業につきましてはインドネシアでの現地企業と共同でJV設立にて事業化を目指しましたが、バイオエタノール製造のために調達した資金を別目的に使用するなど（注）、本来の目的に充当していない経緯があります。また、バイオエタノール製造費用の補填に液糖事業からの売上を充当予定でしたが、液糖事業につきましても事業途上で当社側の問題により国内食品メーカーのインドネシア現地法人（以下、「販売予定先」といいます。）から契約を白紙撤回されており進捗はありません。さらに、液糖事業用として確保していた圃場を利用してバイオペレット事業に転化を試みましたが、収穫不適地により実用化できていない状況です。このように、過去、スーパーソルガムを栽培、収穫して加工する予定であったバイオエタノール事業、液糖事業、バイオペレット事業につきましては実用化まで至っておりません。

このような中、メキシコにおいて種子の購入申込みがあり、メキシコでの事業の進捗により設備等の投資が必要となっております。ま

た、タイ・ベトナムにおいても事業が進捗する等しており、SOL ASIA の人件費等の運転資金も必要となっております。

(注) バイオエタノール製造のために調達した資金の目的外使用に関する詳細につきましては、当社が平成 26 年 10 月 7 日に公表しました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照願います。

(a) メキシコにおける事業展開に関する現状

メキシコにつきましては、平成 27 年 3 月 9 日に現地法人である SUPER SORGHUM MEXICO（以下、「SSM」といいます。）の設立が完了しており、日本から現地に責任者を派遣し、現地企業、組合及びメキシコ合衆国農畜水産農村開発食糧省（以下、「SAGARPA」といいます。）等の行政機関とスーパーソルガム種子の販売に関する商談を進めております。

昨年、当社グループの SSM は、LUCALO DE PANUCO DE PRODUCCION RURAL DE RESPONSABILIDAD DE C.V.（メキシコ合衆国タマウリパス州タンピコ市 | 以下、「LUCALO DE PANUCO」といいます。）との商業化に向けた試験栽培を行いました。平成 27 年 7 月下旬の育成状況を確認した LUCALO DE PANUCO は、その時点における育成状況を見て同年 10 月に確認目標であった年間収穫量の 200t は確保できるとの判断を行い、SOL ASIA に対して平成 27 年 7 月に 40t（注 1）の購入申込みがありました。SOL ASIA はこれを受け、LUCALO DE PANUCO とスーパーソルガム種子 40t の販売契約の締結を予定しており、順次納品を行う予定です。また、平成 27 年 10 月にも LUCALO DE PANUCO より、20t の追加申し込みを受けております。さらに、SAGARPA から、スーパーソルガム試験栽培における年間収穫量の確認目標を 3 か月前倒し、育成状況が良好であるとの判断を受けました。このように、メキシコにおける試験栽培において一定の評価を得たことから、平成 27 年 11 月にはメキシコ合衆国ハリスコ州グアダハラに本社を置きコンサルタント業を行う PROFON S.C.（以下、「PROFON」といいます。）より、同社の販売先である現地生産農家に対しスーパーソルガム種子の購入提案を行うとともに、現地生産農家に販売するために PROFON から同社を買主として SOL ASIA に 50t のスーパーソルガ

ム種子購入申込みがありました（注2）。

また、前記試験栽培の結果において平成28年1月22日には、SAGARPAよりSOL ASIAが提供したスーパーソルガムを評価いただき、現時点におきましては補助金対象作物として正式な認定はされていないものの、推奨作物としてメキシコ国内の広範な地域においてスーパーソルガムの栽培を推奨する旨の報告がなされました（注3）。

これらの試験栽培結果及び、SAGARPAからの報告を受け、メキシコにおける全国牧畜業者組合連合会 Confederación Nacional de Organizaciones Ganaderas のハリスコ州支部である UNION GANADERA REGIONAL DE JALISCO：以下、「UGRJ」といいます。）（注4）よりサイレージ用としてスーパーソルガム種子の購入につき平成28年4月から平成29年3月までに200t（1年目）、平成29年4月から平成30年3月までに1,000t（2年目）、平成30年4月から平成31年3月までに5,000t（3年目）、3カ年合計6,200tの申込みがありました。

そこで、当社グループのメキシコ現地法人であるSSMは、平成28年2月29日付で、UGRJ、株式会社アースノート（沖縄県名護市/代表取締役 徳永 毅 以下、「アースノート」といいます。SOL ASIAが販売用種子を調達している種子生産元である会社です。）及びPROFONとの間でスーパーソルガム種子の生産と販売に関する基本合意（以下「MOU」といいます。）を締結しました。

MOUにおきましては、①SSMは、UGRJに対しメキシコのハリスコ州及び他の地域において専らサイレージ用とするためにスーパーソルガム種子の販売を行う非独占的権利を付与すること、②UGRJは、SSMから、上記申込みのとおりスーパーソルガム種子を購入し、メキシコのハリスコ州及び他の地域においてUGRJのメンバーに販売すること、③アースノートは、スーパーソルガムの種子を生産し、SSMに当該種子を供給すること、④PROFONは、円滑な取引の進行及びスーパーソルガムの種子の販売に係るビジネスの発展を促進するため、UGRJ、アースノート及び、SSMに対し、助言を行うことが定められております。

このMOUはあくまで基本合意であり、MOU締結時において当社及び、SSMはUGRJが提示する数量に対し、その時点では納品に対応する設備投資の目途がついていない状況であったことから販売契約自体は別途締結することを予定しており、販売に際しては、3

期間の各販売期間の6か月前までにUGRJと交渉の上で販売量、価格、引渡場所、引渡日その他引渡し条件等を定めた販売契約を締結する必要があります。そして、MOU締結の有効期間はMOU締結後3年間であり、MOU締結後6ヶ月以内に販売契約が締結できないときは自動的にMOUが解消されることとなっており、販売契約の締結が行われない可能性もあります（注5）。

SSMは、MOUに基づき、アースノートからスーパーソルガム種子を調達する必要があるところ、1年目の200tは同社の在庫から、2年目の1,000tにつきましても現時点におけるアースノートの生産能力で対応可能と考えております。しかしながら、SOL ASIAによる3年目の調達数量である5,000tにつきましてはアースノートの生産能力を超過するものと考えております。また、SSMの現地責任者及び、当社代表取締役社長（SOL ASIA代表取締役を兼務）である赤尾伸悟は、メキシコ合衆国ハリスコ州グアダハラにおいて、UGRJの組合長であるAndres S. Ramos Cano氏と直接面談を行い、来年度より3ヶ年に渡るMOU記載の数量を確実に納品するよう要請を受けました。そこで、当社としては、UGRJが種子の購入を行わない可能性を低減させるべくUGRJと正式な販売契約を締結後に圃場確保、設備投資を行う方が望ましいものの、UGRJとの取引を早期に進めるべく、SSM及び、SOL ASIAの納品体制、アースノートの生産体制についてUGRJを含め協議を重ねた結果、SSM及び、SOL ASIAにおいては確実に納品するための設備投資を実施すること、アースノートにおいては当社と協力体制のもと発注予定の各年数量を確実に生産することといたしました。また、MOU締結時点ではSSM及び、SOL ASIAにおいて設備投資に必要な資金調達の目途がたっていないこともあり、UGRJからはMOUには明示されていないものの設備投資方法の確立により納品体制が整うことを種子販売契約の締結の条件とするとMOUの締結時に述べられているところ、今回、本新株予約権の発行による設備投資資金を含めた資金調達の実現により設備投資の実行の見通しができたことにより、UGRJとMOU記載の種子販売契約を各販売期間の6か月前までに順次締結していきたいと考えております。以上より、SSM、SOL ASIAは、UGRJへの3年後の5,000tの種子販売に対応するため、UGRJ販売用種子を生産する圃場の確保を行い、アースノートと共同で種子生産体制を構築することいたしました。

さらに、UGRJに販売するスーパーソルガム種子の供給のため販売用として輸入したスーパーソルガム種子を保存する温度湿度管理の行える中間保存倉庫の確保及び、中間保存倉庫内にて仕訳作業に使用する荷役車輛（フォークリフト）、種子乾燥機、販売用専用袋詰機等の必要な機器及び、現地雇用のための人員募集費用等の投資が必要となりました。

（注1）メキシコ LUCELO DE PANUCO に関する詳細につきましては、当社が平成27年7月31日に適時開示のPR情報として公表しました「メキシコにおけるスーパーソルガム種子の販売受注に関するお知らせ」をご参照願います。

（注2）メキシコ PROFON からの種子購入申込みに関する詳細につきましては、当社が平成27年11月2日に適時開示のPR情報として公表しました『メキシコ農畜水産農村開発省（SAGARPA）との「バイオエタノール向け認定作物」の試験栽培における中間報告に基づく新たなスーパーソルガム種子販売受注のお知らせ』をご参照願います。

（注3）SAGARPAから認定作物として正式に認定された時点で、補助金の対象期間、対象品種、対象条件等が判明次第、改めてお知らせいたします。また、SAGARPAからのスーパーソルガム栽培推奨に関する詳細につきましては、当社が平成28年1月27日にPR情報として公表しました「メキシコ合衆国農畜水産農村開発食糧省より認定作物としてスーパーソルガム栽培推奨に関するお知らせ」をご参照願います。

（注4）UGRJとは、メキシコ合衆国全体において組合員80万人、2,000の地方牧畜業者の協会、44の地域牧畜業者結合同会、26の専門的な組合を擁する全国牧畜組合連合会 Confederación Nacional de Organizaciones Ganaderas（略称：CNOG）のハリスコ州支部になります。UGRJにつきましては、傘下に135の組合と、組合員11.5万人が加盟する組織になります。

UGRJ：組合長：Andres S. Ramos Cano氏

UGRJ : URL <http://www.ugrj.org.mx/>

CNOG : 本部所在地 : Calz. Gral. Mariano Escobedo 714,
Colonia Anzures, C.P. 11590, Ciudad de México, D.F.

CNOG : URL <http://www2.cnog.org.mx/>

(注5) 新株予約権の発行により調達する資金の内、11億円につきましてはUGRJへの納品体制確立のための資金調達になります。MOU締結日から6ヶ月以内にUGRJと販売契約が締結できずMOUが解消された時は、UGRJへの販売は行えないこととなりますので、当社、SOL ASIA及び、SSMにて協議を行いMOUが解消されたこと、その時点での充当状況等含め、今後の対応につきまして速やかに公表を行います。

(b) タイ・ベトナム・インドネシアに関する現状

タイにつきましては、平成28年2月10日に公表致しましたとおり、SOL ASIAが提供しましたスーパーソルガムにつきまして本来であればSORG JT Co., Ltd. (以下、「SORG JT」といいます。)との独占販売契約(注1)に基づき試験栽培の結果、当初1回目の収量において100t/haが確認できた時点で販売契約を締結予定でしたが、タイにおいて既にロイヤルプロジェクトとして実施されております他植物であるネピアグラスの収量及び事業両面において結果が出ていないことを受け、スーパーソルガムにつきましても年間収量を確認したいとの要請を受けました。また、タイ農業省からの任命により、新たにタイ国立大学であるカセサート大学が試験栽培のデータ収集、レポート作成を行うため試験栽培に加わり、現地企業であるSORG JT、カセサート大学、SOL ASIAの3者間でスーパーソルガム試験栽培に関するMOUを締結しました。タイにおきましては、複数品種の試験栽培を実施しており、一部品種は平成28年2月末に3番草の形質評価が終了しております。これにより、SOL ASIAは、SORG JTと締結しております独占販売契約に基づく初回オーダー分である10tの販売を行うため、現地法人がSORG JTと協議を行っております。なお、初回オーダー分10tを含め、独占販売契約にて取決めました150tにつきまして平成29年3月期において売上計上を行えるよう引き続き関係者と協議を進めて参ります(注2)。

また、ベトナムにつきましては、平成 27 年 6 月 2 日にホーチミン市に現地法人として VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY（以下、「VSSS」といいます。）の設立を行った後、新規植物品種登録制度に基づくスーパーソルガム品種登録の完了等、事業展開する環境が整い既に各 MOU に基づき実施しています商用化に向けた試験栽培につきましても各企業と現地法人が共同で管理、育成しています。

最後に、インドネシアにつきましては、平成 25 年よりスーパーソルガムから製造する液糖及びバイオエタノールの販売を目的として事業展開をしております。当初はインドネシア現地企業である PT. Samirana Surya Semesta（以下、「サミラナ」といいます。）と JV を設立し液糖製造事業、バイオエタノール製造事業及びバイオマス発電事業を目的にしており平成 25 年 6 月 5 日に当時の全株主を対象としましたライツ・オフアリング（注 3）を実施し資金を調達しました。しかしながら、調達しました資金の一部において本来の目的と異なる用途に使用されました。目的外使用により不足した資金は、販売予定先への液糖販売により確保した売上金を補填する予定でした（注 4）。その後、インドネシアを担当していました当社元代表取締役及び元取締役（以下、「元役員ら」といいます。）によりインドネシアの事業展開において事実と異なる情報開示が行われたことで、インドネシアで唯一の販売先である販売予定先との商談は白紙撤回されました（注 5）。これにより、販売予定先への液糖販売により確保した売上金をサミラナとの JV 設立による共同事業へ補填することが行えなくなりました。そこで当社は、スーパーソルガムから製造するバイオペレット製造事業に主軸をおいて改めて事業計画を再構築するべく、元役員らが確保した圃場を確認しましたが、当該圃場においては圃場への連絡通路が極端に狭いため収穫に必要な農耕機械の搬入が物理的に行えないこと、圃場の面積から 1 人あたりの作業量を労働時間と日数で試算したところ、延人数で相当数の人員確保が必要になることから現実的ではなく、現在確保している圃場での事業展開は困難であると判断しました。現在、新たな圃場は選定に至っておらず、今期売上計上は困難と予想されます。

また、サミラナとの JV 設立につきましてはライツ・オフアリングによる資金調達後速やかに事業着手を行うべきでしたが、調達資金の目的外使用、事業計画における見通しの甘さ、サミラナと

の事業推進における考え方の相違等の要因により現在も事業計画は停滞しております。当社はライツ・オファリング後の平成 26 年 4 月 28 日及び、平成 26 年 11 月 4 日に実施しました第三者割当増資等の資金調達においてもインドネシアへ事業資金を投下しバイオペレット製造事業、液糖製造事業も計画しましたが、いずれも実現できていない状況です。現在はインドネシア科学院との共同研究のため現地法人に日本人職員 2 名、現地雇用職員 2 名、合計 4 名を常駐させております。なお、今後、SOL ASIA の売上等からの新たな資金投下によるサミラナとの JV 設立、インドネシアにおけるバイオエタノール事業は現時点では行う予定がありません。

このようにインドネシアにつきましては、過去立案した事業の全てが推進されていませんが、メキシコのほか、タイ及び、ベトナム現地法人も稼働しており、これを統括する SOL ASIA として、同社と現地法人の運営に必要な費用の確保が必要となります。

なお、SOL ASIA の運転資金にはインドネシア現地法人の維持費、未払金精算等、月額 2 百万円が含まれております。

(注 1) タイ SORG JT と SOL ASIA が締結しました独占販売契約の詳細につきましては、当社が平成 27 年 2 月 12 日に公表しました「SORG JT Co., Ltd. との独占販売契約締結に関するお知らせ」をご参照願います。

(注 2) タイ SORG JT との事業進捗に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 2 月 10 日に公表しました「(経過開示) SORG JT Co., Ltd. との独占販売契約締結に関する現状のお知らせ」をご参照願います。

(注 3) ライツ・オファリングの詳細につきましては、当社が平成 25 年 6 月 5 日に公表しました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)」をご参照願います。

(注 4) ライツ・オファリングにより調達した資金使途の変更に関します詳細につきましては、当社が平成 26 年 10 月 7 日に公表しました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)」をご参照願います。

トメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に係る資金
使途変更に関するお知らせ」をご参照願います。

(注5) 事実と異なるハラール認証に関する調査結果につきましては、当社が平成27年6月15日に公表しました「スーパーソルガム糖液に関するインドネシアにおける『ハラール認証』登録申請についての知らせ」に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせ」をご参照願います。

(ii) レストラン・ウエディング事業の現状

平成27年2月10日に完全子会社化した株式会社シェフズテーブルが行うレストラン・ウエディング事業につきましては、平成28年3月期第3四半期終了時点において売上9億62百万円を計上し、今期予想しましたレストラン・ウエディング事業に関する売上9億円は達成しております。

しかしながら、店舗老朽化による改修、厨房機器劣化による修繕、店舗統廃合により閉鎖店舗の人員を他店舗へ振替えることによる人件費の増加、一部生鮮品等の仕入食材費の高騰等、支出が嵩んでおります。さらに、ウエディング事業につきましては、年間80組の成約目標に対し、平成27年12月末時点で57組(71.25%)と大幅に遅れており、結婚披露宴の成約金額の平均単価も1件当たり約80万円減少しております。

また、イタリアンレストランにつきましては、大手町、日比谷、有楽町等の都内オフィス街の店舗に加え、繁華街に展開する新宿は店舗単体で営業利益の確保には至っておりますが、地方店舗の仙台、複合施設内にあります渋谷、商業ビル内にあります恵比寿、昨年12月にリニューアルオープンしました下北沢におきましては、集客が安定せず、季節要因であるイベント月には一時的に売上が改善されるものの、年間を通した収支は支出過多になり、依然厳しい運営が続いております。こうした中、当社は昨年より飲食専門コンサルタントと共同で、立地における特性を分析し、好調なオフィス街及び繁華街に展開する店舗と、不調な店舗におけるメニュー、提供食材の分量、酒類等飲料の種類を見直しました。また、集客における過去データより平日、休日、昼夜と分類し過去来店した顧客層を見直すことで提供する食材の分量、調理方法等の改善を図っております。

さらに、一部店舗におきましては一定の時間に限り酒類の割引を実施し、出店している地域の自治体が主催する食に関する企画等に積極的に参画するなど売上向上のための活動を行っております。

こうした改善の反面、不採算店舗でありました横浜につきましては、平成 28 年 1 月に定期借家契約満了をもって閉店しており、今後、平成 28 年 5 月末には、恵比寿も定期借家契約満了にて閉店いたします。このように横浜の閉店に加え、現時点で厳しい営業が続きます恵比寿も平成 28 年 5 月末にて営業終了となることから、総体的な売上は減少するものの、損失幅も減少する見込みです。これらのことから、レストラン・ウエディング事業につきましては、当社が子会社化する時点で試算しました収益の確保が難しいものと判断し、平成 28 年 2 月 10 日に公表致しましたとおり、今期第 3 四半期連結会計期間におきまして、のれん 5 億 52 百万円を減損損失として計上いたしました（注）。

このような中、簡易株式交換を実施した際に当社の完全子会社となったウエディングドリーマーズ株式会社（現株式会社シェフズテーブルであり、以下、「シェフズテーブル」といいます。）が事業を譲り受けた相手である株式会社アミーズキッチン（以下、「アミーズキッチン」といいます。）に対する事業譲受の対価である 95 百万円の内、20 百万円については未だ精算を行えておりません。また、当該事業譲受に伴い一部賃貸借している店舗の敷金 75 百万円の返還請求権につき当該店舗の定期建物賃貸借契約を賃貸人と締結していた株式会社アミーズマネジメント（以下、「アミーズマネジメント」といいます。）よりシェフズテーブルが債権譲渡を受けております。なお、当該店舗の運営はアミーズマネジメントからアミーズキッチンが業務委託を受け店舗運営を行っておりました。これによりシェフズテーブルは賃貸借している店舗の敷金を新たに差入れることはありませんが、当該事業譲受に伴って譲り受けた敷金返還請求権 75 百万円（退去時における敷金償却費 15 百万円を含みます。なお、償却分の 15 百万円は返還されません。）の対価として 75 百万円の金銭をアミーズマネジメントへ支払うこととしておりました。シェフズテーブルによるアミーズマネジメントに対する当該敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の金銭の支払期限は平成 27 年 12 月末日でしたが、当社及び、シェフズテーブルの厳しい運営状態に理解をいただき、その支払を猶予していただいております。しかしながら、既に事業譲受から 1 年が経過し、当社が当初見込んでおりました

た収益の確保が行えていない状況であるため、これ以上支払を留保するわけにもまいらず今回新たに調達する資金よりアミーズマネジメントに対する敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の金銭を精算したいと考えております。

(注) シェフズテーブルの減損損失に関します詳細につきましては、当社が平成 28 年 2 月 10 日に公表しました「営業外損失及び特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照願います。

(iii) 当社運転資金と借入金の返済

当社グループの平成 27 年 12 月末現在の現預金残高は 191 百万円です。本来当社グループの資金手当ての原資としましては、SOL ASIA が展開しますタイ、メキシコ、ベトナム、インドネシアにおけるスーパーソルガム種子販売代金より確保する予定でした。しかしながら、タイにおきましては販売予定先である SORG JT を通じて農業省から試験栽培における年間収量の確認を要請され、当社が想定していた時期において種子販売契約の締結が行えないことになりました。種子販売からの売上につきましては、ベトナム 15 百万円、メキシコ 17 百万円、合計 32 百万円と当初予想値から大幅に低迷しております。

このような状況のため、当社は、当社グループ内における資金調整を行い、さらに不足分につきましては、当社個人筆頭株主である阿部信雄氏が代表取締役を務める法人より平成 28 年 2 月に当座の運転資金として 2 億円の借入を行っております。

今回、阿部信雄氏に対する借入金の返済につきましてはデット・エクイティ・スワップ（以下、「DES」といいます。）による返済方法も検討しましたが、過去の借入時においても返済は全て現金にて行っており、今回借入時も現金にて返済をすることを前提に金銭消費貸借契約を締結しております。また、今回は阿部信雄氏が代表取締役を務める法人からの借入になるため DES による返済方式は選択いたしませんでした。

今後も継続的に運転資金の支出が見込まれることから、安定的に運転資金を確保し、借入金を返済する必要があります。

(2) 本第三者割当を選択した理由

本新株予約権は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、本新株予約権の発行の決定に際し、当社は、以下のとおり、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。

- ① 金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状を鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本金の資金調達が適切であると判断いたしました。
- ② 資本金の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライセンス・オフリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライセンス・オフリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、行うことができません。
- ③ 第三者割当のうち新株式の発行は発行時に全ての資金の払込みがなされるという点で資金調達の確実性がある一方、新株予約権の発行による資金調達の場合には、White Knight Investment limited（以下、「WKI」といいます。）及び阿部信雄氏において、本新株予約権の行使期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならず、新株式の発行と比べると資金調達において不確実性を有することとなります。しかしながら、割当予定先は当社の事業の進捗状況に応じて払込みを行うことが可能な新株予約権での引受けを望んでおります。そして、割当予定先の1つであるWKIは、平成27年10月5日に引き受けた当社の第6回新株予約権の行使実績があり、また、阿部信雄氏は、当社の第2位株主（注）として当社の業績や財務状況を理解したうえで、同氏が代表取締役を務める法人から当社に貸付による資金援助をして頂いていることから、いずれの割当予定先からも適時に本新株予約権を行使して頂けるものと見込んでおります。以上より、本新株予約権による資金調達は、株式の発行に比べて資金調達の不確実性は認められるものの、本新株予約権の行使が期待できる

割当予定先に対する本新株予約権の発行であるものと考えております。

(注) 平成 27 年 9 月 30 日時点の当社株主名簿によります。

当社はバイオ燃料事業、レストラン・ウエディング事業、当社運転資金、当社子会社運転資金及び借入金返済のための資金調達としまして、平成 27 年 9 月 18 日公表の「第三者割当による第 6 回新株予約権発行のお知らせ」にてお知らせのとおり、The New Strategic Investments Private Limited (以下、「NSI」といいます。) 及び、WKI 両社を引受先とした第 6 回新株予約権の発行を平成 27 年 10 月 5 日に実施しております。なお、第 6 回新株予約権につきましては、平成 27 年 12 月 18 日公表の「第三者割当による第 6 回新株予約権発行により調達した資金割当ての変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、レストラン・ウエディング事業の資金使途の内訳を一部変更しております(注)。当社は第 6 回新株予約権につきまして、平成 28 年 2 月末日時点で 6 億 1 百万円を調達しておりますが、第 6 回新株予約権からの調達資金につきましては第 6 回新株予約権発行に伴い開示しました調達目的にのみ充当することとしております。

今回、メキシコ UGRJ からの平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月まで 3 ヶ年におけるスーパーソルガム種子購入申込みに対応するためのメキシコ国内における温度湿度調整の行える中間保存倉庫の確保、輸入後中間保存倉庫内における仕分け作業に必要な荷役車両(フォークリフト)の確保、現地販売用種子袋付帯設備の確保増強等、レストラン・ウエディング事業における未払金の精算、当社及び SOL ASIA 運転資金並びに、借入金返済資金の調達を行うことが、当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

このような状況において、WKI 及び阿部信雄氏からは、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引き受けと行使を行う用意があるとの回答を頂きました。

そこで、当社としては、上記各資金の調達を実現すべく、当社グループ事業に理解を示されている WKI 及び阿部信雄氏に対し、本第三者割当により本新株予約権を発行することと致しました。

なお、本新株予約権には、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知

又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき本新株予約権の払込金額と同額で取得できる旨のコールオプションが付されています。これにより、当社株価が上昇した場合には、新株予約権者は、コールオプションにより新株予約権を強制的に取得されるよりも、本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場売却することにより利益が見込めるため、本新株予約権を行使しようとするインセンティブが働き、その結果、本新株予約権の行使及び当社による資金調達が促進されるものと考えております。また、割当予定先の投資益の上限を画する機能があると考えております。

また、新株予約権は、その行使が新株予約権者の判断によるため、当社の株価動向によっては行使されず、当社の予定した資金を調達できないという不確実性があるものの、割当予定先からは、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいとの要望があり、新株予約権が段階的に行使されることにより、株式に比べて、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断したことから、当社は、本日開催の当社取締役会決議において、本第三者割当においては新株予約権により資金調達を行うことといたしました。なお、社外取締役の意見も取締役会の意見と異なるものではありません。

(注) 第 6 回新株予約権の行使により調達した資金の割当変更に関します詳細につきましては、当社が平成 27 年 12 月 18 日に公表しました「第三者割当による第 6 回新株予約権発行により調達した資金割当の変更に関するお知らせ」をご参照願います。

なお、当社が平成 27 年 9 月 18 日に公表しました「第三者割当による第 6 回新株予約権発行のお知らせ」において調達いたしました資金の充当状況につきましては、次のとおりとなります。

【第 6 回新株予約権資金充当状況：平成 28 年 2 月 29 日時点】

具 体 的 な 使 途	調達予定額	充当額（調達額）	未充当額
① スーパーソルガム事業に関する費用	—	—	—
メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売等に関する運転資金	50	5.3	44.7
タイ現地法人におけるスーパーソル	70	10.9	59.1

ガム栽培指導に係る資金			
ベトナムにおける他社と共同のサイ レージ事業のために必要な種子の提 供、技術指導、技術・実験データ提 供等に要する費用のうち当社負担分	50	15.7	34.3
インドネシア現地法人におけるバイ オマス・ペレットの販売等に要する 運転資金	50	23.5	26.5
スーパーソルガム研究開発費	79	62.5	16.5
② レストラン・ウェディング事業新規出 店費用・仕入先支払資金及び運転資金	180	103.2	76.8
③ シンガポール統括会社運転資金	200	152.6	47.4
④ 当社運転資金	201	127.3	73.7
⑤ 借入金返済	100	100	0
合計	980	601	379

(単位：百万円)

(注) 第6回新株予約権の発行により調達しました資金につきましては、上記のとおり充当させていただいております。今回、新たにメキシコにおいてUGRJより3ヶ年合計6,200tの購入申込みを受けたことにより、当社及び、SOL ASIAの運転資金を除き、第6回の新株予約権発行にて調達を行ったスーパーソルガム事業とは別の目的で資金調達を行います。なお、第6回新株予約権の行使により調達しました当社運転資金及び、SOL ASIAの運転資金につきましては、当社調達予定額201百万円に対し、127.3百万円を、SOL ASIAにつきましては調達予定額200百万円に対し152.6百万円をそれぞれ充当しております。また、当社及び、SOL ASIAの運転資金を含め、バイオ燃料事業、レストラン・ウェディング事業への事業資金の充当は平成28年3月頃までを予定していましたが、現時点におきまして379百万円が未調達となっており、引続き当社及びSOL ASIAの運転資金に充当するため、第6回新株予約権により調達する資金の支出予定時期につきましては変更を行います(※)。さらに、当社及び、SOL ASIAの運転資金につきましては、今後行使されます第6回新株予約権、本新株予約権の行使状況に合せ、支出予定時期の範囲内において各回の充当可能額まで充当いたします。なお、第6回新株予約権が行使され調達した資金につきましては、本新株予約権発行により調達する資金とは分別して管理を行い、開示し

ました目的にのみ充当いたします。

(※) 第6回新株予約権により調達する資金の支出予定時期に関します詳細につきましては、当社が平成28年3月29日に公表しました「(開示事項の経過) 第6回新株予約権に関する支出予定時期の変更に関するお知らせ」をご参照願います。

第6回新株予約権の発行により調達した資金につきましては、一部レストラン・ウェディング事業におきまして資金割当てを変更いたしましたが(注1)、開示いたしました内容にて各事業に充当しています。スーパーソルガム事業につきましては、メキシコにおいて5.3百万円を充当していますが、今回のUGRJとは別に展開しています事業への資金となります。ベトナムにつきましては、現地企業と共同で行っております試験栽培等による圃場管理の費用、現地法人の維持費等に15.7百万円を充当しています。

ベトナムにつきましては、平成27年11月25日にベトナム最大の国営企業であるペトロベトナム・グループ Vietnam Central Bio-fuels JSC. (注2)とスーパーソルガムの原料を活用した第一世代・第二世代バイオエタノール製造の商用化を目的とした実証実験栽培の実施に関する覚書を締結し、さらに、平成27年12月2日には、Lien Viet Groupとスーパーソルガム事業支援に関する覚書の締結を実施しました(注3)。今後もペトロベトナム・グループ及び、Lien Viet Groupの事業支援のもと、現地法人を中心に事業展開をする予定です。

タイにつきましては、平成27年6月よりタイ農業省、SORG JTと現地法人であるTHAI SUPER SORGHUMにおいてSORG JTへの販売を目的とした試験栽培を実施しております。一部品種につきましては、平成28年2月末時点で3番草の形質評価も終了している状況であり、SOL ASIA及び現地法人はSORG JTと締結しました独占販売契約に基づく販売契約締結に向け引続き協議を行い、平成29年3月期に売上計上を行う予定です。また、現地法人の活動資金といたしまして10.9百万円を充当しております。

インドネシアにつきましては、液糖事業、バイオペレット事業を展開するために確保した圃場が収穫不適地なため、新たに圃場の選定を行う予定ですが、現時点におきまして選定が出来ていない状況です。また、栽培、収穫のために現地雇用にて人員を確保していましたが、未だ具体的な見通しが立っていない状況のため現在は現地法人を維持する最低限の人員で運営をしています。調達した資金につきましては、主に現地法人運転資金、未払金精算及び、現地雇用費用として合計23.5百万円を充当しております。

(注1) 第6回新株予約権の行使により調達した資金の割当変更に関します詳細につきましては、当社が平成27年12月18日に公表しました「第三者割当による第6回新株予約権発行により調達した資金割当の変更に関するお知らせ」をご参照願います。

(注2) ペトロベトナム・グループとのMOU締結に関する詳細につきましては、当社が平成27年11月27日にPR情報として公表しました『ベトナム最大の国営企業ペトロベトナム・グループ Vietnam Central Bio-fuels JSC. および Lien Viet Group とスーパーソルガムの原料を活用し「第一世代・第二世代バイオエタノール」製造の商用化を目的とした実証実験栽培の実施に関するMOU締結のお知らせ』をご参照願います。

(注3) Lien Viet Groupとの覚書詳細につきましては、当社が平成28年1月29日にPR情報として公表しました『Lien Viet Group (リエンベトグループ) との「スーパーソルガム事業支援に関する覚書」締結のお知らせ』をご参照願います。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

① 調達する資金の総額	2,019 百万円
(内訳)	
本新株予約権の発行による調達額	24 百万円
本新株予約権の行使による調達額	1,994 百万円
② 発行諸費用の概算額	14 百万円
③ 差引手取概算額	2,005 百万円

(注1) 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 24,892,736 円と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 1,994,992,000 円を加えた額です。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税が含まれておりません。

(注3) 発行諸費用は、登録免許税、弁護士費用として10百万円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁

目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元)に対する本新株予約権の公正価値算定費用として 3 百万円、反社会的勢力に関する調査費用 1 百万円、合計 14 百万円からなります。

(注 4) 本新株予約権の行使期間内にその全部又は一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部又は一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

当社は第 6 回新株予約権の発行により調達する資金とは別に、下記表のとおり、バイオ燃料事業においてはメキシコ UGRJ からの購入申込みに対する中間保存倉庫の確保に関する資金として 300 百万円、中間保存倉庫付帯設備、現地人員確保等の資金として 400 百万円、UGRJ へ販売するスーパーソルガム種子仕入費用として 400 百万円、レストラン・ウェディング事業における立替金返済として 20 百万円、店舗保証金の支払いとして 75 百万円、新たに当社運転資金として 300 百万円、SOL ASIA 運転資金として 300 百万円及び、当社グループの運転資金として借り入れました借入金の返済資金として 200 百万円、合計 1,995 百万円の資金調達のため、本新株予約権を発行させていただくことにしました。

なお、第 6 回新株予約権の行使により調達する資金と、本新株予約権行使により調達する資金は同一の銀行口座で管理せず分別管理を行い、それぞれの資金用途にあわせ支出を管理いたします。

具体的な用途	金額	支出予定時期
① スーパーソルガム事業に関する費用	—	—
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用 (注 2)	300 百万円	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
メキシコにおける圃場確保費用 (注 3)	400 百万円	平成 28 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月
スーパーソルガム種子仕入費用 (注 4)	400 百万円	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 4 月
② レストラン・ウェディング事業に関する費用	—	—
事業譲受対価未払金の精算資金 (注 5)	20 百万円	平成 28 年 4 月 ~ 平成 28 年 7 月
敷金返還請求権譲受対価未払金の精算	75 百万円	平成 28 年 4 月 ~

資金（注6）		平成28年9月
③ 運転資金	—	—
当社運転資金（注7）	310百万円	平成28年4月～ 平成28年12月
SOL ASIA HOLDINGS 運転資金（注8）	300百万円	平成28年4月～ 平成28年12月
④ 借入金返済		
返済資金（注9）	200百万円	平成28年4月
合 計	2,005百万円	

（注1）本第三者割当により調達した資金を実際に支出するまでは、当社の事業運営資金を管理する銀行口座とは別に用意した調達資金管理専用銀行口座にて管理を行います。また、今回スーパーソルガム事業に関する費用として調達します11億円につきましては、UGRJとのMOUに基づく種子販売に対応する設備投資、圃場確保、販売用種子購入費用となります。UGRJと締結しましたMOUにつきましては、契約後6ヶ月以内に販売契約が締結できないときはMOUが失効する可能性もあります。さらに、MOU記載の数量に対する販売が約束されているものではありません。これらの要因により、調達しました資金使途が消滅することも考えられます。UGRJとの具体的な販売契約が締結できずMOUが失効した場合につきましては、当社、SOL ASIA、SSMにおきまして、その時点における資金充当状況、未調達額に対する対応を協議し、MOUが失効した事実含め使途消滅による未調達金の取扱いにつきまして開示を行います。なお、その他、上記資金使途と異なる使途にて充当する必要が生じた場合におきましても、速やかに開示いたします。

（注2）メキシコ事業におけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用

メキシコにおけるスーパーソルガム販売におきまして、現在当社現地法人であるSUPER SORGHUM MEXICO S. A. DE C. V.（以下、「SSM」といいます。）本店所在地近郊において、販売用として輸入したスーパーソルガムの種子を保管する温度湿度の調整可能な冷暖房完備の中間保存倉庫の確保が必要です。これは、スーパーソルガム種子が温度湿度に影響され管理保管を正しく行わないと品質の劣化につながることからです。今回、メキシコにおけるUGRJと平成28年2月29日に締結しましたMOUでは、平成28年4月から平成31年3月ま

での3ヶ年で合計6,200tを受注予定であり、平成28年4月～平成29年3月までの1年間で販売用に輸入する数量は200tになります。また、輸入する種子は、輸出国であるオーストラリアにおいて25kgの袋に詰められ専用コンテナにて出荷されるため、SSMは輸入後メキシコにおける販売のため20kgのSSM社名入りの専用種子袋へ詰替えて販売を行います。これにより、初年度200tの輸入時は最大で10,000袋の保管が必要となります(※1)。また、次年度は1,000t、50,000袋、3年目は5,000t、250,000袋となります。なお、上記はSSMが現時点でUGRJとのMOUにて購入申込みを受けている数量のみになりますので、メキシコにおける他の生産農家、企業、組合等からの受注を受けた場合には保管数量が増加することになります。このように輸入した種子を販売するまでは、当社及びSSMの責任において販売用種子を管理する必要があるため、メキシコ国内において温度調節が可能な中間保存倉庫(※2)を平成29年3月までに確保することとし、確保に係る費用として270百万円、附帯します荷役車輛(フォークリフト)、種子乾燥機、袋詰機及び、現地雇用職員の募集に係る費用として30百万円、合計300百万円を充当する予定です。

(※1) 初年度の200tにつきましては、中間保存倉庫の建設が間に合わないことが予想されますので、中間保存倉庫確保までの間はレンタル倉庫等により管理保管をする予定です。賃貸予定の倉庫につきましては、ハリスコ州グアダラハラ中央市場内の冷蔵倉庫を予定しており、保存用と詰替作業場所用に2倉庫を賃貸する予定です。

(※2) 中間保存倉庫につきましては、最大5,000tのスーパーソルガム種子保存能力を持つ倉庫を建設予定です。

(注3) メキシコ事業における圃場確保費用

スーパーソルガム種子の中間保存倉庫確保に伴い、輸入した種子を港湾施設から中間保存倉庫まで陸送し、メキシコ国内販売用に専用の種子袋へ詰め替える作業が必要です。また、現時点では種子製造元であるアースノートから輸入し販売を行う計画ではありますが、既にUGRJと締結しましたMOUにおける平成29年4月から平成30年3月までの購入申込みは1,000t、平成30年4月から平成31年3月は5,000tと納品も大幅に増えるため、リーファー・コンテナ(※

1) を利用した輸入コストの削減及び、輸送船の海難事故において種子喪失により販売予定先へ種子を販売できなくなること等による信用棄損、売上確保の機会喪失のリスクを回避するため、平成 28 年 4 月よりメキシコ国内において販売用種子の生産を行う圃場（以下、「親圃場」といいます。）の確保を行うため調査を開始いたします。確保する親圃场面積としましては最大で 4,000ha（※2）を予定しております。また、親圃場の気候、水路又は灌水施設、収穫における農耕機械の搬入のための連絡路等インフラ環境を確認、選定したうえで、今後の販売契約に向け安定した種子供給体制を整えるため、親圃場を確保する予定です。なお、親圃場につきましては、農業地域における平坦な土地を前提に賃貸にて選定いたしますが、確保する面積が大きいため複数箇所に分けて賃貸を予定しています。この親圃場に係る年間賃貸料として 400 百万円を充当する予定です。当社及び、SOL ASIA は種子生産者であるアースノートから種子を仕入、販売を行う場合、アースノートから仕入れます種子購入価額の中には、アースノートが生産を行う圃場の賃貸管理費等が含まれていると考えられることから、当社が直接的に圃場に関する費用負担を行うことはなく、当社グループが親圃場の確保を行うことありません。このような中、当社グループが親圃場の賃料を負担してまで親圃場の確保を行う理由としましては、UGRJ からの 3 ヶ年分の購入申込み 6,200t に対して、現在アースノートが確保している圃場において販売用種子の生産能力が 1,000t 程で限界となるからです。これにより、当社及び、SSM は、UGRJ より購入申込みを受けた 6,200t の内、3 年後の 5,000t の生産体制についてアースノートに確認をしたところ、現在アースノートが確保している圃場での生産は行えないものの、新たな親圃場の確保を行うことで生産は可能であるとの回答を得ています。そこで、当社グループにおいては販売用種子の生産が行えないため、UGRJ から購入申込みを受けました当社の責任において親圃場を確保しアースノートに生産委託をする形で販売用種子の生産を行うことといたしました。アースノートからは、当社が親圃場の確保に係る費用を負担することを条件として、SSM が UGRJ より購入申込みを受けました 3 ヶ年 6,200t の生産に関する協力の申出を受けております。そのため、従来はアースノートが圃場を確保し、その費用を負担していたところではありますが、今回は、当社の費用負担において親圃場を確保し種子生産を行います。なお、現時点におきましては、UGRJ との販売契約の締結は未定であります

が、UGRJ への販売価格につきましては、UGRJ との商談において確定しております。UGRJ との正式な販売契約締結後において、今後納品していきます MOU 記載の種子販売を行うことで親圃場に係る費用を回収する予定です。なお、親圃場確保後につきましては、圃場における播種、施肥、管理、収穫、脱穀、パッキング等の一連の実地作業を通し知識習得のため SOL ASIS 及び、SSM から研修職員を派遣する予定であります。当該研修職員に係る人件費、旅費交通費、宿泊費等につきましては SOL ASIA、SSM が負担いたします。ただし、派遣する研修職員の人数、期間等につきましては確定しておりません。また、現時点におきましては、アースノートとの具体的な減額交渉もなく、将来実現されるかは不透明ですが、当社が親圃場を確保し、アースノートが当該圃場で種子生産を開始した段階で、当社が負担します親圃場の賃貸費用につきましては、当社がアースノートより仕入れます種子の仕入価額の減額交渉を行い仕入の負担を軽減する予定です。

(※1) リーフター・コンテナ

コンテナ内部の温度を一定に保つ設備を備えたコンテナになります。主に冷凍、冷蔵食品、医薬品、高温により品質劣化が懸念される物品等の輸送に利用されます。

(※2) 確保予定の圃場につきましては、調査次第で複数箇所、地域、国が変更になる可能性があります。親圃場確保における変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

(注4) スーパーソルガム種子仕入費用

今回の UGRJ からのスーパーソルガム種子購入申込みを受け、当社は新たに種子製造元であるアースノートより販売用種子の仕入を行う必要があります。そのため、本新株予約権の行使により調達した資金から平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月に納品する販売用種子 200t の購入費用及び、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに納品する販売用種子 1,000t の購入費用の一部として 400 百万円を充当する予定です。なお、調達した 400 百万円については、平成 28 年 7 月 132,300 千円、9 月 132,300 千円、12 月 135,400 千円、合計 400,000 千円をそれぞれメキシコ UGRJ へ販売する種子購入費用として支出する予定です。また、平成 30 年 3 月期に UGRJ へ納品します 1,000t

分の種子購入費用につきましては、平成 29 年 3 月期に販売しますメキシコ、タイ、ベトナムからの売上金より、平成 31 年 3 月期に UGRJ へ納品します 5,000t 分の種子購入費用につきましては、平成 30 年 3 月期に販売しますメキシコ、タイ、ベトナムからの売上金より充当する予定です。以降につきましても、進行期における売上金から次年度分の種子購入費用を支出していきます。

(注 5) レストラン・ウェディング事業における事業譲受対価未払金の精算資金

当社が平成 27 年 2 月 10 日に簡易株式交換（※）により当社完全子会社化しましたシェフズテーブルは、アミーズキッチンから行われた事業譲受の対価である 95 百万円の同社に対する支払につき、その時点におけるシェフズテーブルの手許資金では一括で 95 百万円を現金精算することは困難な状況であり、当社グループからシェフズテーブルに精算資金の貸付も資金繰り上困難でありました。そのため、シェフズテーブルは、アミーズキッチンと協議のうえ、事業譲受契約締結日までにアミーズキッチンが食材の仕入れ等により発生しました仕入業者に対する支払債務及び、アミーズキッチンが賃貸借しています店舗の賃料につきまして、事業譲受契約日を起点として事業譲受契約日以降に発生する賃料債務をシェフズテーブル、事業譲受契約日前に発生している賃料債務はアミーズキッチンの負担とするべきですが、事業譲受契約締結日において事業譲受の対価である 95 百万円を現金精算できないこともあり、事業譲受の対価である 95 百万円に満つるまでアミーズキッチンの仕入業者に対する仕入代金支払い債務の支払い、事業譲受締結日前に発生している賃料債務をシェフズテーブルがアミーズキッチンに代わり支払うことで事業譲受対価の精算を行うことを想定しておりました。また、店頭顧客が支払で利用するクレジット決済による売上金の入金口座に関する変更手続きを、事業譲受日以降に開始したことにより、クレジット会社からの売上金の入金口座変更までの間、店頭顧客のクレジット決済による売上金は事業譲受後において当面アミーズキッチンに入金されることとなりました。このクレジット売上金も事業譲受の対価に充当させておりました。これらの結果、現時点において事業譲受の対価である 95 百万円のうち、シェフズテーブルはアミーズキッチンに対し約 75 百万円まで支払を完了させましたが、未だアミーズキッチンに対し事業譲受対価未払金といたしまして

20 百万円の債務が存在します。本来、シェフズテーブルの売上金からアミーズキッチンに対して支払いを行うべきですが、「2. (1) (ii) レストラン・ウェディング事業の現状」に記載のとおり、売上金からの事業譲受対価未払金精算は現実的に難しい状況であり、事業譲受から既に1年が経過していること、当面レストラン・ウェディング事業において売り上げ回復の見込みがたっていないことから、今回、本新株予約権の行使により調達した資金から20百万円をアミーズキッチンへの事業譲受対価未払金の精算として充当する予定です。

(※) 株式交換契約締結日：平成27年1月20日
事業譲受契約締結日：平成27年1月20日
事業譲受効力発生日：平成27年2月1日
株式交換効力発生日：平成27年2月10日
アミーズキッチンとの簡易株式交換の詳細につきましては、当社が平成27年1月20日に公表しました「簡易株式交換によるウェディングドリーマーズ株式会社の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照願います。

(注6) レストラン・ウェディング事業における敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金

平成27年2月10日実施のシェフズテーブルによるアミーズキッチンからの事業譲受に伴い、都内港区にて結婚披露宴を提供しております結婚式場兼レストラン店舗（以下、「青山店」といいます。）の引継ぎを行いました。青山店は賃貸物件であり、店舗運営はアミーズキッチンとグループ会社の関係である株式会社アミーズマネジメント（以下、「アミーズマネジメント」といいます。）から業務委託を受けたアミーズキッチンが運営を行っており、青山店の店舗賃貸借につきましてはアミーズマネジメントと賃貸人との間で定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」といいます。）が締結されておりました。なお、本契約の契約終了期日は平成27年6月26日であり、契約終了日に賃貸人とシェフズテーブルにて新たに定期建物賃貸借契約書（以下、「新契約」といいます。）を締結しました。新契約締結時に借借人がアミーズマネジメントからシェフズテーブルに変わることでありますので、本来新たな借借人であるシェフズテーブルが賃貸人に対し敷金を差入れ、賃貸人は本契約が終了するアミーズマネジメントに対し差入れられている敷金を返還することになります。

すが、新契約締結時点において、当社及び、シェフズテーブルの手許資金では貸貸人に対し敷金 75 百万円の差入れが困難であったため、貸貸人とアミーズマネジメントと協議のうえ、新契約締結時に、まず、アミーズマネジメントとシェフズテーブルにおいて、アミーズマネジメントが貸貸人に対して差入れている敷金 75 百万円の返還請求権（退去時における敷金償却費 15 百万円を含みます。なお、償却分であります 15 百万円は返還されません。）をシェフズテーブルが譲り受け、当該敷金返還請求権の譲受対価である 75 百万円の支払いは平成 27 年 12 月末日と約定しました。次に、貸貸人、アミーズマネジメント、シェフズテーブル及び当社において、当該敷金返還請求権の譲受契約に基づく貸貸人への敷金返還請求権はアミーズマネジメントからシェフズテーブルに譲渡されたこと、アミーズマネジメントは貸貸人に対して敷金の返還請求権がないことの確認を目的とした合意書を作成しております。シェフズテーブルは上記の敷金返還請求権の譲受契約に基づき、譲受対価である 75 百万円の精算を平成 27 年 12 月末日までに履行する予定でしたが、運営に必要な資金の確保にも窮する状態のため、当該約定日に 75 百万円の精算は行えておりません。また、アミーズマネジメントにはシェフズテーブルの現状を理解いただき支払を猶予していただいておりますが、既に事業譲受から 1 年が経過したこと、不採算店舗の閉店などコスト削減策を講じているものの、急激な経営回復が見込めないこと等を鑑み、今回、本新株予約権の行使により調達した資金から敷金返還請求権の譲受契約に基づく敷金返還請求権の譲受対価の未払金精算として 75 百万円を充当する予定です。

（注 7）当社運転資金

当社の毎月の支出としましては、人件費として月額約 7 百万円、毎月の恒常的な経費（家賃、監査報酬、会計士・税理士への顧問料、弁護士への支払報酬、業務委託料、証券代行機関への支払、保険料等）として、月額 30 百万円、合計 37 百万円を見込んでおります。

なお、過去 6 ヶ月平均支出につきましては 46 百万円となっておりますが、これは、当社に対する損害賠償訴訟等の対応に係る弁護士費用、人材確保に伴う人材派遣会社に対する支払手数料等が嵩んだため一時的に支出が増額しております。

平成 29 年 3 月期につきましては、SOL ASIA の子会社である SSM がメキシコ UGRJ より購入申込みを受けましたスーパーソルガム種

子販売による売上、さらにタイにつきましては、SORG JT に対する独占販売契約に基づく 150t の売上金等を見込んでおりますが、それまでの期間におきましては、引き続き手許資金の流出は避けられない状況です。本第三者割当により調達した 300 百万円につきましては、平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月頃までの運転資金として充当する予定です。なお、第 6 回新株予約権の発行により調達予定である当社の運転資金につきましては、調達予定額 201,000 千円に対し現時点での充当額 127,300 千円となっております。当社の運転資金につきましては、第 6 回新株予約権の行使により充当予定の未調達額である 73,700 千円及び、本新株予約権の行使により調達します 300,000 千円に対し、今後の各新株予約権の行使状況を踏まえ行使の早いほうから充当するため、第 6 回新株予約権の行使により当社運転資金へ充当する支出予定時期の終期につきましては、平成 28 年 3 月頃から平成 28 年 12 月へ変更いたします。なお、本新株予約権の発行により調達する資金とは分別管理を行い、本新株予約権の行使状況に合せ引き続き当社の運転資金に充当させていただきます。

(注 8) SOL ASIA 運転資金

当社 100%子会社である SOL ASIA につきましては、シンガポールに本社を置くバイオ燃料事業の統括会社になります。既に、SOL ASIA の子会社として、タイ現地法人 Thai Super Sorghum、メキシコ現地法人 SSM、インドネシア現地法人 PANEN ENEGY の 3 法人がそれぞれの国で稼働しております。SOL ASIA の運転資金及び、SOL ASIA の子会社である現地法人の運転資金としましては次のとおりとなります。

- ① SOL ASIA シンガポール本店経費 4,500 千円 (内訳: 現地雇用職員、取締役人件費 2,500 千円、事務所賃料、現地会計士顧問料、水道光熱費 2,000 千円)
- ② SOL ASIA 日本支店経費 22,000 千円 (内訳: 人件費 6,000 千円・会計士、弁護士顧問料、旅費交通費 16,000 千円)
- ③ タイ現地法人月額費用 2,500 千円
- ④ メキシコ現地法人月額費用 1,500 千円 (※1)
- ⑤ インドネシア現地法人月額費用 3,000 千円

上記①～⑤合計 33,500 千円が定期的に支出される費用になります。また、不定期ですが日本支店における各種展示会参加に係る会場費、設営費、撤収費といたしまして 2,000 千円程増加する月が見込まれます。

反面、バイオ燃料事業からの売上は現時点で 35 百万円と、当社が平成 26 年 6 月 26 日に公表しました連結業績予想値から大幅に低迷しており依然厳しい状況が続いております。現在売上の見込みとしましては、タイ SORG JT への独占販売契約に基づく 150t のスーパーソルガム種子販売、メキシコ UGRJ への平成 28 年 4 月から平成 31

年3月までの購入申込みを受けました3ヶ年合計6,200t、さらに、メキシコにつきましては、PROFONより50t、LUCELO DE PANUCOより60tの購入申込みを受けており、PROFON及び、LUCELO DE PANUCOの納品分110tにつきましては、当社が保有する在庫から納品を行うため平成28年3月上旬より平成28年4月中旬まで3回に分けてオーストラリアから輸出を行います。なお、輸出後はメキシコSSMが受領し、グアダハラ中央市場内の冷蔵レンタル倉庫において、SSM社名が刻印された専用種子袋(20kg)に袋詰め作業を行います。その後、PROFON及び、LUCELO DE PANUCOにそれぞれ引き渡します。また、SSMがメキシコにて種子受領後、PROFON及び、LUCELO DE PANUCOと種子販売に関します販売契約を締結予定であり、販売契約に基づき引渡後、各社より検取書をSSMが受領時点で売上計上を行います。なお、売上金の入金につきましては、販売契約書にて取決めを行う予定です。今回のメキシコPROFON及び、LUCELO DE PANUCOに販売いたしますスーパーソルガム種子110tにつきましては、SOL ASIAがタイSORG JTへ販売を行う予定となっておりました在庫から出荷いたします。そのため、PROFON及び、LUCELO DE PANUCOへの種子販売による売上代金につきましては、改めてタイへの販売用種子購入代金とするためSOL ASIAの運転資金への充当は行えません。これらのことから、タイSORG JTへの150t販売による売上金をSOL ASIAの運転資金、種子購入費用に充当する予定でありましたが、上述のとおり平成28年3月期においてタイからの売上は見込まれませんので、SOL ASIAは引き続き運転資金が不足する状況です。また、平成29年3月期におけるタイ、ベトナムの売上につきましては、メキシコUGRJ向け平成30年3月期納品分である1,000tの種子購入費用に充当するためSOL ASIAの運転資金への充当が行えません。そのため、平成28年4月から平成28年12月までのSOL ASIA運転資金としまして調達した資金より300百万円を充当する予定です(※2)。なお、第6回新株予約権の発行により調達予定であるSOL ASIAの運転資金につきましては、調達予定額200,000千円に対し平成28年2月29日時点での充当額は152,560千円となっております。SOL ASIAの運転資金につきましては、第6回新株予約権の行使により充当予定の未調達額である47,440千円及び、本新株予約権の行使により調達します300,000千円に対し、今後の各新株予約権の行使状況を踏まえ行使の早いほうから充当するため、第6回新株予約権の行使によりSOL ASIA運転資金へ充当する支出予定時期の終期につきまして

は、平成 28 年 3 月頃から平成 28 年 12 月へ変更いたします。なお、本新株予約権の発行により調達する資金とは分別管理を行い、本新株予約権の行使状況に合せ引続き SOL ASIA の運転資金に充当させていただきます。

(※ 1) メキシコ現地法人月額費用の中に、中間保存倉庫確保までの間、グアダラハラ中央市場内に賃貸借します冷蔵倉庫 2 倉庫分の賃料負担分も含まれております。

(※ 2) 海外取引の懸念といたしまして、販売先であるタイ、メキシコ、ベトナム各国におきまして、販売予定先との契約締結が行えない場合、また、契約締結後販売した種子の売掛金回収が困難になった場合、その他、天候不順による種子の不作、害虫被害や病気等により期待した程の収穫量が得られない場合、バイオ燃料の需要や市場規模が想定したとおりの拡大をしない場合、販売網の整備状況等により当初の想定したとおりの販売しえない場合、現時点において認識していないものの他社の新規参入による競争激化によりバイオ燃料としての価格優位性が低下した場合、バイオ燃料に関する技術革新に対し当社が適切かつ迅速に対応できなかった場合等、バイオ燃料事業の売上計上が全くできないことも予想されます。

(注 9) 借入金返済資金

当社は、平成 27 年 9 月 18 日に開示しました「第三者割当増資による第 6 回新株予約権の発行」により、平成 28 年 3 月までの運転資金を調達する予定でしたが、平成 28 年 1 月中旬から平成 28 年 2 月末までの間、当社株価は行使価額を下回る株価で推移し、この間、新株予約権の行使が進まず当社が予定していた運転資金の一部しか調達が行えておりません。これにより、当社は、当社及び当社グループの運営維持のため平成 28 年 2 月に当社個人筆頭株主である阿部信雄氏が代表取締役を務める法人より当社及び SOL ASIA の運転資金として 2 億円の借入をしています。借入れました資金につきましては、平成 28 年 2 月の当社運転資金としまして 39 百万円、SOL ASIA の運転資金 37 百万円、シェフズテーブルの運転資金としまして 33 百万円、合計 109 百万円を支出しています。当該借入金につきましては、今回の新株予約権の行使により調達した資金から返済するも

のです。なお、当該借入金の返済期日につきましては、平成 28 年 4 月 5 日返済予定の 1 億円が現時点における当社手許資金からの返済は困難であり返済期日の延長を要請します。また、平成 28 年 4 月 18 日返済分の 1 億円につきましては約定とおり返済する予定となっておりますが、同期日までに残元金の全部又はその一部につき返済が困難な場合は、返済期限の延長を要請する予定です。

(注 10) 本新株予約権の行使により調達した資金につきましては、借入金返済、当社運転資金、メキシコ事業へ優先的に充当し、行使状況に応じて、SOL ASIA 運転資金、レストラン・ウエディング事業の精算金及び敷金支払へと充当する予定です。

(注 11) 本新株予約権の行使につきまして当社が予定している通り行使が行われない場合、借入金返済、当社運転資金、メキシコ事業への充当を優先させます。また、当社グループ会社内において資金調整を行い必要に応じて各支出先への支払い金額を見直します。具体的には、レストラン・ウエディング事業の精算金及び、敷金の返済につきましては譲受先との支払期日の調整を行うことで調達資金に合わせ個別に調整を行います。

4. 資金使途の合理性に対する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、バイオ燃料事業に関する費用、レストラン・ウエディング事業(精算金・店舗保証精算)、当社及び SOL ASIA の運転資金、借入金の返済に充当する予定です。また、バイオ燃料事業に関しましては、上記 3 (2) 注釈 8 ※において、さまざまな要因にて売上が計上できないことを予測していますが、当社が展開しますテストソリューション事業、レストラン・ウエディング事業含め全ての事業にリスクは想定されております。とりわけバイオ燃料事業に関しましては、平成 25 年 3 月期から今期第 3 四半期までに 32 百万円しか売上計上が行えてないため現時点において想定されるリスク要因を詳細に記載したものです。しかしながら、タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコにおいて現地法人の設立も完了し、ベトナムにおいてはスーパーソルガム品種登録も完了しており、メキシコにつきましては、現地企業である LUCELO DE PANUCO より平成 27 年 7 月 40t、平成 27 年 10 月 20t、PROFON より 50t、合計 110t の買入申

込みを受け、さらに UGRJ から 3 ヶ年合計で 6,200t の購入申込みも受けております。しかしながら、今期におきましてはバイオ燃料事業の売上につきましては現時点におきましてタイ SORG JT への販売見込みがたっておりません（注）。

このように、バイオ燃料事業に関する費用、販売用スーパーソルガム種子購入費、レストラン・ウエディング事業（精算金・店舗保証精算）に充当する資金は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、また、当社及び SOL ASIA の運転資金、借入金の返済への充当は当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本第三者割当の資金使途には合理性があると考えております。

（注）今期の連結業績予想値につきましては、当社が公表しました平成 28 年 2 月 10 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照願います。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価格の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 | 代表取締役 能勢 元）に算定を依頼しました。

第三者機関は、ストックオプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価 335 円（平成 28 年 3 月 28 日の終値）、権利行使価額 335 円、ボラティリティ 74.25%（平成 26 年 2 月から平成 28 年 2 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間は 2 年、リスクフリーレート -0.227%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0%、当社による 150% 取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施、本新株予約権 1 個につき 417.1 円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーシ

ョンによる算定の結果、行使期間最終日（平成 30 年 4 月 13 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降いつでも、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値〈気配値含む〉のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合に発動することとしております。なお、具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 335 円に 150%を乗じた 503 円（小数点以下切上げ）としており、取得条項が発動された場合、割当予定先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。

- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 10%ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規則に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき 417.1 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要領及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年3月28日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である 335 円といたしました。

本新株予約権の行使価額 335 円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均 286 円に対しては 17.30% のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均 241 円に対しては 38.86% のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均 263 円に対しては 27.15% のプレミアムです。また、本新株予約権の払込金額につきましては、当社監査役2名（うち、社外監査役1名）からは、上記と同様の理由により、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、5,955,200 株、議決権個数は 59,552 個であり、平成28年3月29日現在の当社発行済株式総数 20,778,712 株（議決権個数 206,100 個）を分母とする希薄化率は 28.66%（議決権の総数に対する割合は 28.89%）となります。また、本新株予約権の発行決議日である平成28年3月29日から6ヶ月以内である平成27年10月5日に発行された第6回新株予約権の行使により交付された株式 2,845,100 株を平成28年3月29日現在の発行済株式総数から控除した 17,933,612 株（議決権数 177,649 個）を分母とし、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数に第6回新株予約権が行使されたことにより交付された株式数を合算した株式数 10,055,600 株を分子とする希薄化率は 56.07%（議決権の総数に対する割合は 56.60%）（小数第3位を四捨五入）となります。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式 5,955,200 株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は 577,221 株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は 475,107 株、直近1か月間の1日当たりの平均出来

高は 477,380 株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数 5,955,200 株を本新株予約権の行使期間である 2 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 12,153 株（小数点以下切捨て）となり、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 2.11%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 2.56%、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 2.55% となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。したがって、当社は本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。また、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと伺っていることから、大きな影響はないと判断しております。

さらに、当社としては、第 6 回新株予約権により、当社のバイオ燃料事業、レストラン・ウェディング事業並びに当社運転資金、当社子会社運転資金及び借入金返済のための資金を調達しておりますが、かかる資金は第 6 回新株予約権発行に伴い開示しました調達目的にのみ充当することとしております。他方、今回、「3.（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、新たに資金調達の必要が生じているところ、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成 28 年 3 月 29 日から 6 ヶ月以内に行われた第三者割当に係る議決権数は総株主の議決権数の 25% 以上となります。そこで当社は、「松田綜合法律事務所（東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号/弁護士・兼定尚幸及び弁護士・菅原清暁）」から平成 28 年 3 月 29 日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

6. 割当予定先の選定理由

（1）割当予定先の概要

（1）	名 称	White Knight Investment Limited
（2）	本 店 所 在 地	1st Floor, #4 DEKK House, Street, P.O. BOX 505

	Providence Industrial Estate, Mahe, Republic of Seychelles		
(3) 代表者の役職・氏名	Director 南谷 猛 (注1)		
(4) 事業内容	投資業		
(5) 資本金	US\$ 1		
(6) 設立年月日	2013年11月5日		
(7) 発行済株式数	1株		
(8) 決算期	9月		
(9) 従業員数	0名		
(10) 主要取引先	該当なし		
(11) 主要取引銀行	DBS銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (上位5名)	Director 南谷猛 100% (注1)		
(13) 当社との関係等	資本関係	当該会社は、当社との関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
	人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社との関連当事者には該当しません。また、当該会社との関係者及び関係会社は、当社との関連当事者には該当しません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2014年9月	2015年9月 (注2)	—
連結純資産	209	—	—
連結総資産	209	—	—
1株当たり純資産	—	—	—

連 結 売 上 高	9	—	—
連 結 営 業 利 益	9	—	—
連 結 経 常 利 益	9	—	—
連 結 当 期 純 利 益	9	—	—
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	9	—	—
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(金額単位：百万円)

(注1) 南谷猛氏につきましては、平成26年7月29日～平成27年4月15日まで、SOL ASIAの取締役として就任していました。

(注2) WKIの2015年9月決算数値につきましては、WKIの本店所在地を管轄しますセーシェル共和国の国内法に基づき提出期限が定められてないため、現在集計中になります。

(1) 氏名	阿部信雄
(2) 住所	東京都武蔵野市
(3) 職業の内容	
名称及び肩書	株式会社ムサシインテック 代表取締役
所在地	埼玉県入間市中神 918-1
事業の内容	電気計測器の製造
(4) 当社と当該個人の関係	
資本関係	阿部信雄氏は、平成27年9月30日現在、当社株式600,000株（発行済株式総数に対する所有割合3.35%）を有する第2位の株主であります。
人的関係	当社と阿部信雄氏との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と阿部信雄氏の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。
取引関係	以下のとおり、当社は、阿部信雄氏が代表取締役を務めます株式会社ムサシインテックより借入を行っております。 借入日：平成28年2月5日 借入金：金1億円 弁済期：平成28年4月5日 利 率：年2% 借入日：平成28年2月15日 借入金：金1億円

	<p>関連当事者への該当状況</p>	<p>弁済期：平成 28 年 4 月 18 日 利率：年 2 % 阿部信雄氏は、当社の関連当事者には該当しません。 また、阿部信雄氏の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>
--	--------------------	--

当社は、割当予定先である WKI 及び、阿部信雄氏より、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、WKI については当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社を、阿部信雄氏については当該割当予定先である阿部信雄氏と、阿部信雄氏が役員に就任する法人（以下、「割当予定先等」と総称する。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 2-8-11/代表取締役・羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認し、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2） 割当予定先を選定した理由

WKI につきましては、既に当社が発行しました第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権において引受及び行使実績があること、当社グループが展開する事業、当社グループの財政状態に理解をいただいていることから、今回、本新株予約権の資金調達の引受けについて依頼し、応諾頂きました。

また、阿部信雄氏につきましては、平成 27 年 9 月 30 日時点におきまして当社個人筆頭株主であり、当社グループの展開する事業、当社グループの財政状態をご理解いただいて当社の資金繰りを支援して頂いており、当社は、平成 27 年 2 月に 2 億円、8 月に 1 億円、平成 28 年 2 月に 2 億円と 3 回にわたり、借入を行っていることから、今回、本新株予約

権の資金調達の引受けについて依頼し、応諾頂きました。なお、平成 27 年の 2 月及び、8 月に借入れをいたしました金員につきましては、全額返済を行っております。

以上より、今回、WKI 及び、阿部信雄氏を本新株予約権の割当先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と WKI 及び、阿部信雄氏との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、WKI 及び、阿部信雄氏は本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しております。なお、WKI 及び、阿部信雄氏が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先である WKI の平成 28 年 3 月 8 日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社が確認しました WKI の資金につきましては、WKI 代表者である南谷猛氏個人が WKI に出資している資金である旨を口頭にて確認しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使・売却で資金確保するという前提を踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

また、当社は、本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先である阿部信雄氏の平成 28 年 3 月 10 日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。当社が確認しました阿部信雄氏の資金につきましては、全額自己資金である旨を口頭にて確認しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使・売却で資金確保するという前提を踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成27年9月30日現在)		割当後 本新株予約権が行使された場合(参考)	
日本証券金融株式会社	4.90%	White Knight Investment Limited	26.42%
阿部 信雄	3.35%	阿部信雄	5.92%
株式会社SBI証券	2.39%	日本証券金融株式会社	4.26%
CBSG-MYBANK KIM ENG SECURITIES PTE.LTD.	2.32%	株式会社SBI証券	2.08%
株式会社 REGENTABLEASSOCIAT	1.67%	CBSG-MYBANK KIM ENG SECURITIES PTE.LTD.	2.02%
保谷 辰彦	1.37%	株式会社 REGENTABLEASSOCIAT	1.45%
株式会社アベカンパニー	1.12%	保谷 辰彦	1.19%
野村證券株式会社	1.05%	株式会社アベカンパニー	0.97%
吉田 恵実	1.01%	野村證券株式会社	0.91%
大石 公夫	0.84%	吉田 恵実	0.88%

(注1) 平成27年9月30日現在の株主名簿をもとに、本日まで当社が把握した株式の異動状況を踏まえて記載しております。割当予定先であるWKI及び阿部信雄氏の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。なお、WKI及び阿部信雄氏は、当社に対し、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨の意思を表明しており、かつ、当該当社株式を長期間保有する意思を表明しておりません。

(注2) 割当後の所有株式及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月29日現在の総議決権数に、本新株予約権の行使による株式数5,955,200株に係る議決権数59,552個を加えて算定しております。

(注3) 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(注4) 上記のほか、当社は、自己株式として167,538株を保有しております。

8. 今後の見通し

本資金調達に伴う今期における当社業績への影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成28年3月29日から6ヶ月以内に行われた第三者割当に係る議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当には株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用があり、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には「松田綜合法律事務所（東京都千代田区大手町二丁目6番1号/弁護士・兼定尚幸及び菅原清暁）」から平成28年3月29日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、以下の必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。兼定尚幸弁護士及び菅原清暁弁護士は、いずれも、当社の顧問弁護士ではなく、過去及び現在において当社の役員や従業員であったこともありません。また、兼定尚幸弁護士及び菅原清暁弁護士は、いずれも、当社の係争事件及び契約交渉等につき当社の代理人となったことはありません。

(i) 本第三者割当の必要性について

a. 本第三者割当の目的

本第三者割当の目的は、当社グループが取り組むバイオ燃料事業及びレストラン・ウェディング事業に充当するための資金を調達するとともに、借入金への返済原資を調達し当社グループの資金繰りや財務体質の改善を図り、もって、当社の企業価値及び株主価値の向上を図る点にある。

b. 資金確保の必要性

当社グループは、タイ、ベトナム、インドネシア及びメキシコに現地法人を設立し、当該各国現地法人を中心に、各国別に現地の国営機関、民間企業と商業化に向けたスーパーソルガムの試験栽培を実施し、現地関係者と共同で形質評価を行う等、各国の実情に応じた実用化に向けた取組みを行っている。しかしながら、平成27年9月18日に開示された「第三者割当増資による第6回新株予約権発行に関するお知らせ」記載の資金調達（以下「本第6回資金調達」という。）が実行された後に、メキシコにおいて本第6回資金調達実行時に想定された以上のスーパーソルガム種子の購入申込みを受けた。そこで、当社グループは、当該購入申込みに対応するための設備投資及び人員を確保す

るため、新たな資金を調達する必要がある。

また、当社が平成 27 年 2 月 10 日に完全子会社化したシェフズテーブルは、同社が行うレストラン・ウエディング事業について平成 28 年 3 月期第 3 四半期終了時点において 9 億 63 百万円を計上し、今期予想したレストラン・ウエディング事業に関する売上 9 億円を達成しているものの、特にレストラン事業については年間を通して支出過多になり、依然厳しい運営が続いている。このような中、シェフズテーブルは、簡易株式交換を実施した際に譲受先に対して支払義務を負った、事業譲受対価の未精算分 20 百万円及び敷金返還請求権の譲受に係る精算金 75 百万円を弁済し、財務体質を改善する必要があるため、新たな資金を調達する必要がある。

さらに、当社グループの売上げが売上見込みを下回り、特に、タイにおいて平成 28 年 3 月期に見込んでいた 1,800 百万円の売上げが同期中に全く見込めない状態にある。このように、当社は、現在、本第 6 回資金調達実行時点で想定していた運転資金を調達できておらず、かつ、運転資金として平成 28 年 2 月に借入れた借入金 2 億円も返済する必要がある。

なお、当社は、本第 6 回資金調達を行った結果、平成 28 年 2 月末日時点で 6 億 1 百万円を同資金調達によって得ているが、本第 6 回資金調達によって得られた金銭については、本第 6 回資金調達に伴い開示した調達目的にのみ充当することとなるため、前述の新たな資金使途に充当することはできない。

そして、当社グループのバイオ燃料事業については、新たな設備投資を図ることにより平成 29 年 3 月期にメキシコにおいて合計 575 百万円、タイにおいて合計 1,800 百万円の売り上げが見込まれていること、並びに、現状においてウエディング事業における立替金及び敷金返還請求権の精算のための資金、当社グループの運転資金及び当社借入金の返済のための資金が調達できていないことを考慮すれば、本第三者割当により新たな資金を調達することは、当社の財務体質の改善、事業の維持及び拡大のために不可欠であるといえる。

c. 小括

以上の事実を考慮すれば、当社グループは、現状の事業を継続し、これを維持・拡大するために、早急に新たな資金調達を行う必要性が極めて高いと考えられる。

(ii) 本第三者割当の相当性

a. 他の手法との比較

①金融機関等からの融資

当社の資金余力が乏しい状況を考慮すると当社が金融機関等から新たな融資を受けることは困難であり、また、新たな融資を受けられたとしても有利子負債の更なる増加は当社にとって不利益が大きいと考えられる。

②公募増資及びコミットメント型ライツ・オファリング

当社の株価動向によれば、当社の最近6か月の株価は平成27年10月1日の始値より下落傾向にあること、現在、当社の資金余力が乏しい状態にあると考えられることに加えて、当社の株式の売買高・流動性が高いとは言えないことを考慮すると、当社が現時点において、主幹事証券会社を選定の上公募増資又はコミットメント型ライツ・オファリングを実施することは困難である。また、仮に当社が現時点において公募増資を実施した場合、当社の株価が現時点よりも大きく下落する可能性がある。

併せて、当社は、最近2年間において、経常損失を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第3号の規定する新株予約権証券の上場基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施することも困難である。

③本第三者割当

本新株予約権の割り当て予定先であるWKI及び阿部信雄氏は、当社に対して、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいと述べている。この点につき、当社は、当社グループが手がけるレストラン・ウェディング事業及びバイオ燃料事業等については、本第三者割当後に段階的に売上げを上げて業績を改善していくことを予定しているため、WKI及び阿部信雄氏は、当社グループの段階的な業績改善に併せて本新株予約権を段階的に行使することも十分考えられる。現に、本第6回新株予約権については、NSI及びWKI（両社の譲渡先を含む。）は、平成27年10月5日から平成28年1月15日にかけて、段階的に新株予約権を行使している。したがって、当社が本第三者割当を実施しても、当社既存株主の株式の急激な希薄化を低減できる可能性も十分にあると考えられる。

また、本新株予約権の割当予定先であるWKI及び阿部信雄氏は、当社に対して、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意がある旨回答しており、

本新株予約権の行使が合理的に見込まれる。

上記に加え、本新株予約権には、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価格の 150%を超えた場合、当社は本件新株予約権 1 個につき本新株予約権の振込金額と同額で取得できる旨のコールオプションが付されている。このため、当社の株価が上昇した場合には、新株予約権者は、コールオプションにより新株予約権を強制的に取得されるよりも、本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場売却することにより利益が見込めるため、本新株予約権を行使しようとするインセンティブが働き、その結果、本新株予約権の行使が促進されるものと考えられる。

b. 小括

以上より、他の手法と比較しても、本第三者割当は合理的な資金調達手段である。

(iii) 発行条件の相当性

a. 払込金額

① 本新株予約権の発行価格

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。）に算定を依頼し、算定評価書（以下「本算定評価書」という）を取得している。

東京フィナンシャル・アドバイザーズによる上記算定については、前提とされた事実関係について重大な誤りがなく、当該前提に基づく価格算定の内容は一般的な手法によるものであり、かつ、その他当該価値算定について特段不合理と考えられる点も見受けられない。

上記に加え、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、新株予約権の評価算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられる。

したがって、417.1 円という本新株予約権の評価額は、時価相当額と考えられる。

以上より、本新株予約権の発行価格 418 円は、合理的な金額である。

②本新株予約権の行使価格

本新株予約権の行使価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年3月28日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社普通株式の普通取引の終値と同値である 335 円とされている。

上記金額は、日本証券業協会が定める第三者増資の取扱いに関する指針に沿うものであり、合理性が認められる。

なお、本新株予約権には、その条件として取得条項が付されている。同条項により、本第三者割当後に当社の普通株式の株価が大きく上昇した場合に当社が任意に本新株予約権を取得できることから、同条項は本新株予約権行使による割当予定先の投資益の上限を画する機能があると考えられ、合理的な内容である。

また、本新株予約権には、その条件として行使価額修正条項が付されている。同条項は、本第三者割当後の新株発行及び株式分割等により当社普通株式の価額が変動した場合に、当社普通株式の時価評価を基準に行使価額を調整するものであり、特段不合理な内容ではない。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模

本第三者割当によって、議決権総数に対する割合で 28.89%の希薄化が生じるが、当社が本第三者割当を行わなかった場合、当社グループが現状の事業を継続しこれを維持・拡大するための資金を調達できないリスクがある現況に鑑みれば、本第三者割当の実施は既存の株式価値を維持継続するための重要な手段となる。

また、本第三者割当により、当社の負債の圧縮、資本増強が見込まれるため、その結果、本第三者割当が貴社の企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。

以上から、本第三者割当による資金調達は、それに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的である。

(iv) 割当予定先の相当性

割当予定先の WKI は、既に当社が発行した第5回新株予約権（当社が平成26年10月7日に開示した「第三者割当増資による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行に関するお知らせ」に記載された資金調達）及び第6回新株予約権において行使実績があり、当社グループが展開する事業に理解を示している。さら

に、当社は、WKIの代表者と面談して、当社グループの事業、財政状態及び経営成績等について説明しており、その後、WKIは、本第5回新株予約権を譲り受けている。

割当予定先の阿部信雄氏は、当社が手がけるスーパーソルガム事業の社会的な意義に賛同しており、当社の資金調達及びスーパーソルガム事業の発展に協力する意向を有している。阿部信雄氏は、現状において、当社グループの経営権の支配を意図するような言動を取っておらず、かつ、当社グループの経営に対して意見を述べたこともない。さらに、阿部信雄氏は、当社に対して、平成27年2月に2億円、同年8月に1億円、平成28年2月に2億円を貸し付けており、当社は上記借入れに当たって阿部信雄氏と面談の上、当社グループの事業、財政状態及び経営成績等について説明している。

当社は、WKI及び阿部信雄氏に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的が純粋な投資であって当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭で確認し、かつ、WKI及び阿部信雄氏が段階的に本新株予約権に係る払込み及びその後の同予約権の行使に十分な現預金を保有していることを確認している。

(v) 小括

上記のとおり、本第三者割当は、他の手段との比較、発行条件、割当予定先等を考慮すると、当社の資金調達手段として相当である。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	1,321	1,389	1,298
営業利益	△541	△737	△1,121
経常利益	△565	△1,008	△1,129
当期純利益	△454	△253	△1,275
1株当たり当期純利益（円）	△152.59	△32.11	△102.81
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	210.41	216.64	198.97

(2) 現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行株式数に対する比 率
発 行 済 株 式	20,778,712 株	100%
現時点の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数	1,555,400 株	7.49%
下限値の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数	—	—
上限値の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数	—	—

※小数点第3位以下四捨五入

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期		平成27年3月期
		株式分割前	株式分割後	
始 値	4,803 円	3,577 円	296 円	300 円
高 値	6,854 円	13,207 円	459 円	909 円
安 値	2,113 円	2,286 円	231 円	265 円
終 値	3,647 円	2,988 円	299 円	350 円

② 最近6ヶ月の状況

	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月
始 値	297 円	265 円	291 円	269 円	226 円	232 円
高 値	372 円	315 円	318 円	274 円	250 円	354 円
安 値	260 円	235 円	246 円	181 円	140 円	226 円
終 値	269 円	295 円	265 円	223 円	229 円	335 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成 28 年 3 月 28 日現在
始 値	339 円
高 値	342 円
安 値	332 円
終 値	335 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当増資

払込期日	平成24年11月5日
調達資金の額	91,800,000円（差引手取概算額）
発行価額	3,400円
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による発行株式数	27,000株
募集後における発行済株式総数	331,023株
割当先	Greenfields Holdings Limited
発行時における当初の資金使途	① 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）80,000千円 ② 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）8,950千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月 ② 平成25年1月
現時点における充当状況	① 平成24年11月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）に充当 ② 平成25年1月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）及び新上武（株式会社上武から事業を譲り受けた当社100%子会社をいいます。以下同様。）の運転資金に充当

② 第三者割当による第1回新株予約権の発行

割当日	平成24年11月5日
発行新株予約権数	410個（新株予約権1個当たり100株）
発行価額	新株予約権1個につき1,850円
当該発行による潜在株式数	41,000株
発行時における調達予定資金の額	140,158,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
割当先	Greenfields Holdings Limited
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（3,400円）における潜在株式数41,000株
現時点における行使状況	行使済株式数41,000株
現時点における行使状況	41,000株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	140,158,500円
発行時における当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

③ 株主割当の方法による第2回新株予約権の発行

（ノンコミットメント型ライツ・オフリング）

割当日	平成25年6月17日
新株予約権の総数	355,274個（新株予約権1個につき2株）
新株予約権の行使期間	平成25年7月18日から平成25年8月14日まで
発行価額	新株予約権1個につき0円
当該発行による潜在株式数	710,548株

募集時における発行済株式数	372,023株
当該募集による発行株式数	665,218株
払込総額	1,663,045,000円
募集後における発行済株式数	1,037,241株
発行時における当初の資金使途	① スーパーソルガムの種子の購入費用：0.3億円 ② PT. Samirana Kisma Tirta運転資金（人件費及び土地の賃借料等）：0.4億円 ③ PT. Samirana Kisma Tirtaによるバイオマス発電プラント建設費用（当社負担分約5.1億円）の一部：1億円 ④ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：6.1億円 ⑤ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：2.9億円 ⑥ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価：5億円
発行時における支出予定時期	① 平成27年9月頃 ② PT. Samirana Kisma Tirta設立以後（平成25年10月～12月）～平成28年3月 ③ 平成26年9月～平成28年3月 ④ 平成25年9月 ⑤ 平成25年10月～平成26年9月 ⑥ 平成25年8月頃
現時点における充当状況	① 当社運転資金 0.8億円 ② 株式会社スーパーソルガム運転資金 0.6億円 ③ スーパーソルガムの種子購入費用 9.3億円 ④ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価 5億円

④ 第三者割当増資

払込期日	平成26年4月28日
調達資金の額	237,750,000円
発行価額	317円
募集時における発行済株式数	10,372,410株
当該募集による	750,000株

発行株式数	
募集後における発行株式総数	11,122,410株
払込期日	平成26年4月28日
割当先	有限会社佐藤総合企画
発行時における当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年5月～平成26年11月 ② 平成26年7月～平成27年1月 ③ 平成26年12月～平成27年1月
現時点における充当状況	① スーパーソルガム事業に係る運転資金 85百万円 ② 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 85百万円 ③ 当社グループの運転資金 95百万円

⑤ 第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成26年4月28日
発行新株予約権数	8,500個
発行価額	343円
発行時における調達予定資金の額 (手取概算額)	302,115,500円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 2,915,500円 新株予約権の行使による調達額: 299,200,000円
割当先	有限会社佐藤総合企画 (4,000個) White Knight Investment Limited (4,500個)
募集時における発行済株式数	10,372,410株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額(352円)における潜在株式数 850,000株
現時点における行使状況	850,000株
現時点における行使状況	行使済株式数850,000株
現時点における調達した資金の額	302,115,500円

(手取概算額)	
発行時における 当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部 263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
現時点における充当状況	① 濃縮液糖製造用スーパーソルガムに係る圃場の賃借料 148百万円 ② スーパーソルガム事業に係る運転資金 70百万円 ③ 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 20百万円 ④ 当社グループの運転資金 45百万円

⑥ 第三者割当増資

払込期日	平成26年9月9日
調達資金の額	98,999,740円
発行価額	310円
募集時における 発行済株式数	11,972,410株
当該募集後による 発行済株式数	12,291,764株
割当先	株式会社リアルビジョン
発行時における当初 の資金使途	当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）
発行時における 支出予定時期	平成26年9月9日
現時点における充当状況	平成26年9月9日 金銭債務98,999,740円に充当

⑦ 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成26年9月11日
発行新株予約権数	19,550個
発行価額	384円
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	734,767,200円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：7,507,200円 新株予約権の行使による調達額：727,260,000円
割当先	当社並びに当社100%子会社役員及び従業員
募集時における	12,291,764株

発行済株式数	
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（372円）における潜在株式数1,955,000株
現時点における行使状況	行使済株式数0株 （残新株予約権13,520個、行使価額 372円）
発行時における当初の資金使途	当社運転資金
現時点における充当状況	—

⑧ 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成26年11月4日
調達資金の額	300,000,000円
転換価額	364円
募集時における発行済株式数	12,291,764株
割当先	Oakキャピタル株式会社
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（364円）に対する潜在株式数 824,160株
現時点における転換状況	転換済株式数549,450株
発行時における当初の資金使途	① 当社子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレットに係る設備投資 161百万円 ② シンガポール統括会社における運転資金 100百万円 ③ 当社グループの運転資金 31百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年12月頃 ② 平成26年11月～平成27年4月 ③ 平成26年11月～平成27年4月
現時点における充当状況	① 当社子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレットに係る設備投資 185百万円 ② シンガポール統括会社運転資金に充当 54百万円 ③ 当社グループ運転資金に充当 53百万円
ロックアップ誓約条項抵触による買戻し	本社債100,000,000円については、ロックアップ誓約条項抵触により買戻し済

⑨ 第三者割当による第5回新株予約権の発行

割当日	平成26年11月4日
発行新株予約権数	46,704個
発行価額	390円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,718,240,160円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 18,214,560円 新株予約権の行使による調達額: 1,700,025,600円
割当先(注1)	Oakキャピタル株式会社
募集時における 発行済株式数	12,291,764株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(364円)における潜在株式数 4,670,400株
現時点における 行使状況	行使済株式数3,074,600株 (残新株予約権数3,001個、行使価額364円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,137,368,960円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 18,214,560円 新株予約権の行使による調達額: 1,119,154,400円
発行時における 当初の資金使途	① 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資 324百万円 ② 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る運転資金 200百万円 ③ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資 600百万円 ④ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る運転資金 100百万円 ⑤ シンガポール統括会社における運転資金 180百万円 ⑥ シンガポール統括会社における研究開発費 180百万円 ⑦ 当社グループの運転資金 111百万円
現時点における 充当状況	① 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資 112百万円 ② 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る運転資金 23百万円 ③ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパートナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資 0百万円 ④ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパート

	ナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る運転資金	15百万円
⑤	当社子会社であるSuper Sorghum Mexico, S. A. DE C. V. のメキシコにおける種子販売及び、サイレージ事業に係る設備投資及び運転資金	32百万円
⑥	当社子会社である VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY の設立費用及びサイレージ事業に係る事業資金	14百万円
⑦	シンガポール統括会社における運転資金	358百万円
⑧	シンガポールにおける研究開発費	101百万円
⑨	社債買戻し及び違約金のための借入金の返済金	200百万円
⑩	当社グループの運転資金	282百万円

(注) 第5回新株予約権の一部につきましては、平成27年2月27日に割当先であるOakキャピタル株式会社からNSI及び、WKIにそれぞれ新株予約権の譲渡が行われました。また、当社が平成27年9月18日付で公表しました「第5回新株予約権の取得及び消去並びに第三者割当により発行した第5回新株予約権に係る資金用途変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、Oakキャピタルより譲渡を受けましたNSI、WKIにつきましては、第6回新株予約権の発行（平成27年10月5日）により、その時点において保有するNSI6,457個、WKI6,500個をそれぞれ当社が取得し平成27年10月5日付で消却いたしました。

⑩ 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	平成27年10月5日
発行新株予約権数	41,004個
発行価額	268円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	990,984,672円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：10,989,072円 新株予約権の行使による調達額：979,995,600円
割当先	The New Strategic Investments Private Limited White Knight Investment Limited
募集時における 発行済株式数	17,763,612株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(239円)における潜在株式数4,100,400株

現時点における 行使状況	行使済株式数2,508,100株 (残新株予約権数15,923個、行使価額239円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	610,424,972円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 10,989,072円 新株予約権の行使による調達額: 599,435,900円
発行時における 当初の資金使途	<p>(1) スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>① メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に関する運転資金 50百万円</p> <p>② タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る資金 70百万円</p> <p>③ ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分 50百万円</p> <p>④ インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等に要する運転資金 50百万円</p> <p>⑤ スーパーソルガム研究開発費 79百万円</p> <p>(2) レストラン・ウエディング新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金 180百万円</p> <p>(3) シンガポール統括会社運転資金 200百万円</p> <p>(4) 当社運転資金 201百万円</p> <p>(5) 借入金返済 100百万円</p>
現時点における 充当状況	<p>(1) スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>① メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に関する運転資金 5.3百万円</p> <p>② タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る資金 10.8百万円</p> <p>③ ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分 15.6百万円</p> <p>④ インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等に要する運転資金 23.5百万円</p> <p>⑤ スーパーソルガム研究開発費 62.5百万円</p> <p>(2) レストラン・ウエディング新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金 103.2百万円</p> <p>(3) シンガポール統括会社運転資金 149.2百万円</p> <p>(4) 当社運転資金 127.3百万円</p>

	(5) 借入金返済	100 百万円
--	-----------	---------

10. 発行要領

本新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社 SOL Holdings 第 7 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 24,892,736 円
3. 申込期日 平成 28 年 4 月 14 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 4 月 14 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権
53,352 個を White Knight Investment
Limited に、6,200 個を阿部信雄にそれぞれ
割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 5,955,200 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行

う。

7. 本新株予約権の総数 59,552 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 418 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 335 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \text{既発行普通} & & \text{交付普通} & & \text{1 株当たり} \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{行使価額} & & & & & & \\ & & & & & & & & \text{1 株当たりの時価} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降こ

- れを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のた

めに行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成28年4月14日から平成30年4月13日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金418円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から

増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社 SOL Holdings 管理部

19. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 武蔵小杉支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

- 第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上